

第8回草津市総合計画策定プロジェクトチーム会議

日時：平成21年2月19日（木）

18時から

場所：8階大会議室

1 開会

2 議事

構想草案について

3 閉会

資料

資料1:構想草案

資料2:まちづくりの理念

資料3:草津市の現状と課題、基本構想(概要版)

資料4:草津市の将来人口

第 5 次草津市総合計画

検討資料

【現況課題、基本構想（草案）】

草津市の現状と課題

1. 位置と地勢

本市は、滋賀県の南東部に位置し、日本最大の淡水湖である琵琶湖に面しており、京阪神大都市圏に含まれて、大阪から約 60km、京都から約 20km、名古屋から約 90km の距離にあります。

市域は、南北約 13.2km、東西約 10.9km で、大津市、栗東市、守山市に接して総面積は 67.92 km²（うち琵琶湖面積 19.7 km²を含む）となっています。湖岸から田園地・市街地へと平地が広がって、東南部の丘陵地へとなだらかに続く地形であり、その先には湖南アルプスの山並みを仰ぎ見ることができます。



2. 地域の特性

(1) 美しく、変化に富む自然

琵琶湖の湖辺一帯に広がるのどかな田園風景は、琵琶湖対岸に臨む比良・比叡の山並みと調和し、四季折々の美しい景観が本市に彩りを添えています。なかでも烏丸半島周辺のハスの群生地は全国有数の広さと美しさを誇り、湖辺のヨシ原は昔ながらの風景を今に残しています。こうした水辺には、冬になるとコハクチョウを始めとする多くの野鳥が群れをなして飛来します。

また、ため池や鎮守の森、天井川として全国的に有名であった旧草津川などが、まちなかの水と緑の空間として残され、住宅地のほど近くの^{むれ}牟礼山には、市内でわずかに残された自然の雑木林が大切に守られています。

このように本市には、土地の自然そのもの、そして、自然と人の関わり合いのなかで形作られ守られてきたものからなる、変化に富んだ美しい自然的特性があります。

(2) 行き交い出会う、街道文化

縄文・弥生時代の遺跡をはじめ、南笠古墳群や史跡野路小野山^{のじおのやま}製鉄遺跡などが示すように、草津の地には、太古からの人の営みの歴史があります。

また、古くから交通の要衝として、東山道（のちの中山道）や東海道が通り、鎌倉時代には野路宿が、江戸時代には草津宿がにぎわいました。多くの大名や姫君が泊まった草津宿本陣は、往時の姿を現代に伝えて、国指定の史跡となっています。

琵琶湖の湖上交通においても、豊臣秀吉ら歴代の天下人のもと、芦浦観音寺が湖上に浮かぶ船を把握するなどの重要な役割を果たし、矢橋^{やばせ}や山田^{しな}、志那^{みなと}の湊は後々の時代まで活気を見せていました。

このように、古くから陸上、湖上の交通の要地としての歴史を歩んできた本市には、多くの人やものが行き交い出会うなかで育まれた街道文化が息づいており、印岐志呂^{いきしろ}神社、老杉^{おいすぎ}神社、小槻^{おつき}神社、蓮海^{れんかい}寺など数々の由緒ある社寺、下笠のサンヤレ踊りに代表される地域に根付いた伝統芸能など、さまざまな歴史文化遺産があります。

(3) 躍動を続ける草津

本市は、湖南地域の中核的な都市として広域的視野に立ったまちづくりを行い、都市機能の集積によって「働く」「学ぶ」「遊ぶ」など市民生活の多様な広がりに応えられるまちとして、都市機能を充実させ、発展してきました。

“若い力”に活気づく

少子・高齢化と人口減少が進む全国的な人口動向と異なり、本市では、大都市圏へのアクセスがよく生活の利便性が高い住宅都市として、また、大学のあるまちとして、ファミリー世帯の転入や学生の流入が継続しています。こうした動きが“若い力”となって地域に活気をもたらしており、市民活動や協働の取り組みもますます活発となってきています。

近畿圏・中京圏を結びつける

本市は JR や国道 1 号、名神高速道路などの国土交通幹線が交わる交通の要衝であったことから、滋賀県を代表する工業都市として発展し、今日なお、先端技術を生かした新しい産業の立地が続いています。

平成 20 年 2 月には新名神高速道路が整備されるなど、今まで以上に中京圏との関係が深まり、近畿圏、中京圏の両大都市圏を結びつける力が強まっています。

多様な都市機能が集まる

JR 草津駅を中心に、大型商業施設や高層住宅等の開発が進み、旧東海道沿線には情報発信基地となる FM 放送局が開局するなど、新しい活力が生まれつつあります。また、JR 南草津駅周辺では、土地区画整理事業などに伴う住宅整備が継続し、ファミリー世帯や学生等の居住ニーズを受け止めています。

さらに、東南部丘陵地には、びわこ文化公園都市区域に文化・教育・福祉等の施設が集まり、立命館大学びわこ・くさつキャンパスがあり、湖岸域には、県立琵琶湖博物館、水生植物公園みずの森、UNEP 国際環境技術センター、Biyo センター、県立水環境科学館など環境分野の有力な施設が集まっています。

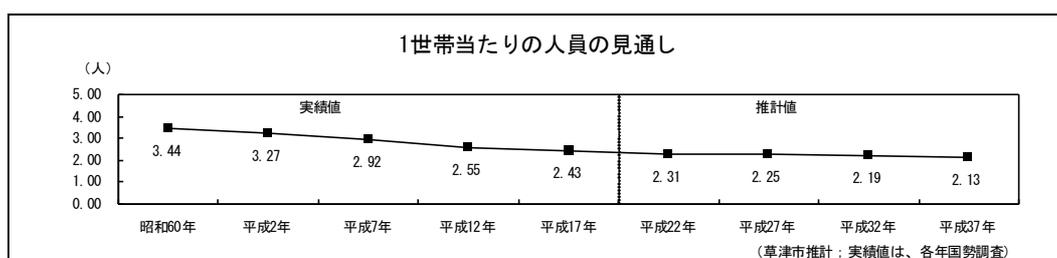
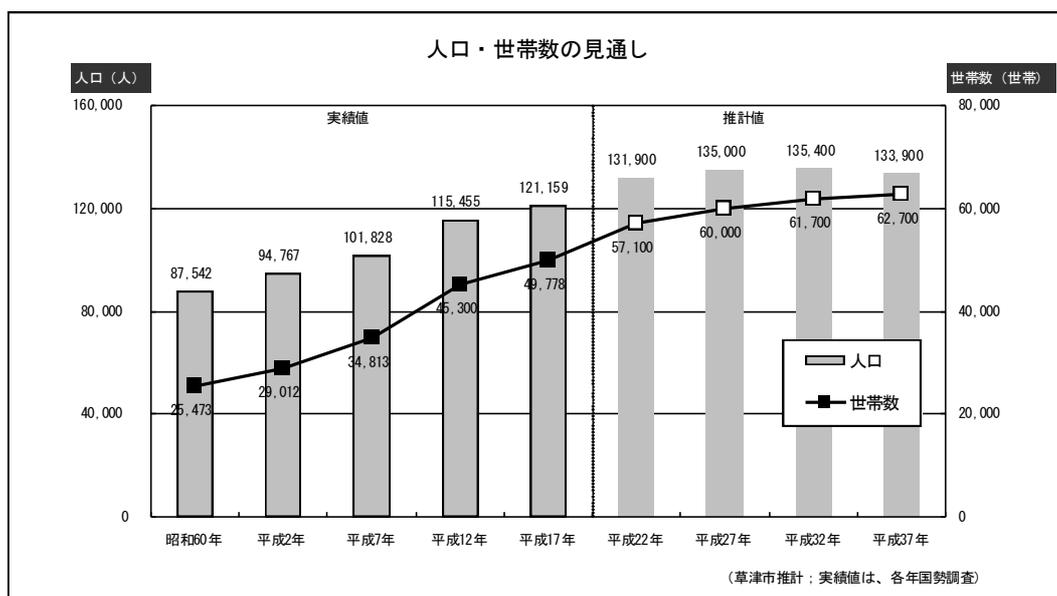
このほか、幹線道路沿道には新たな大規模商業施設が立地しています。

3. 人口の見通し

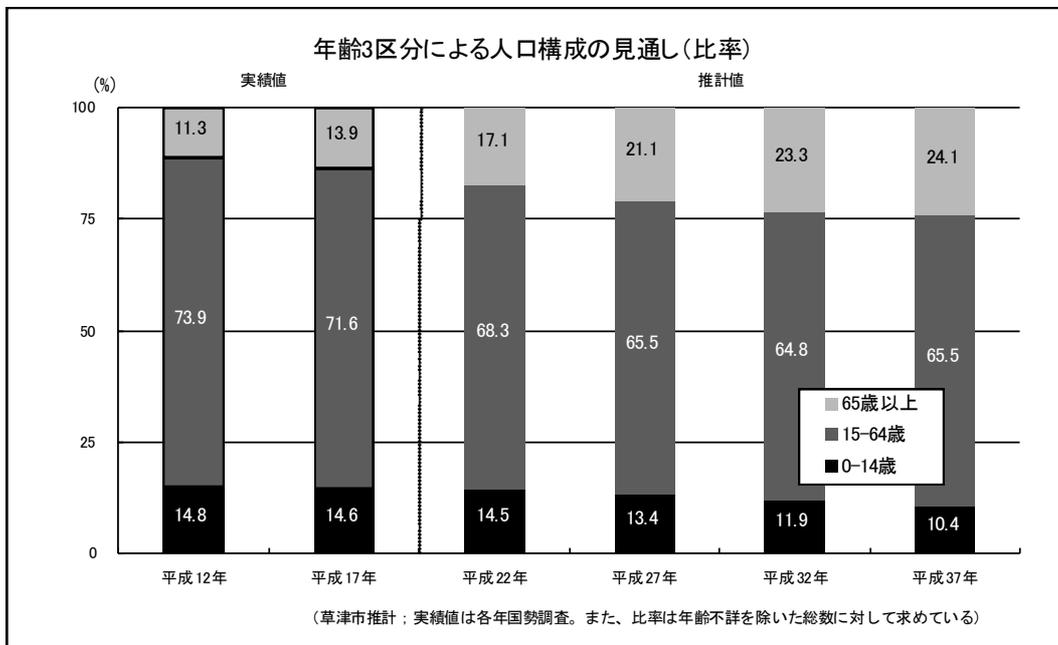
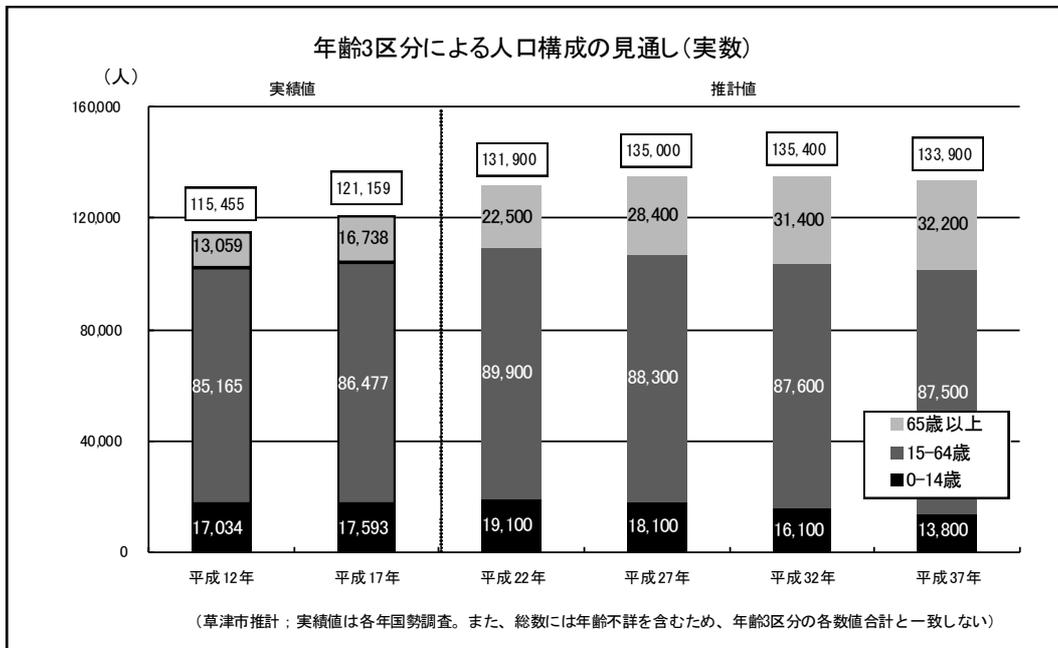
本市の人口は、昭和 29 年の市制施行時には 32,152 人でしたが、昭和 40 年代から 50 年代にかけて著しく増加しました。さらに、大学の立地や JR 駅前の市街地整備などにより活発な宅地開発が進み、近年、一段の人口増加となって、平成 17 年では 121,159 人（国勢調査）となっています。

今後の推計として、人口が増加し、平成 32 年には 135,400 人程度に達する見通しであり、その後は減少に転じることが見込まれます。

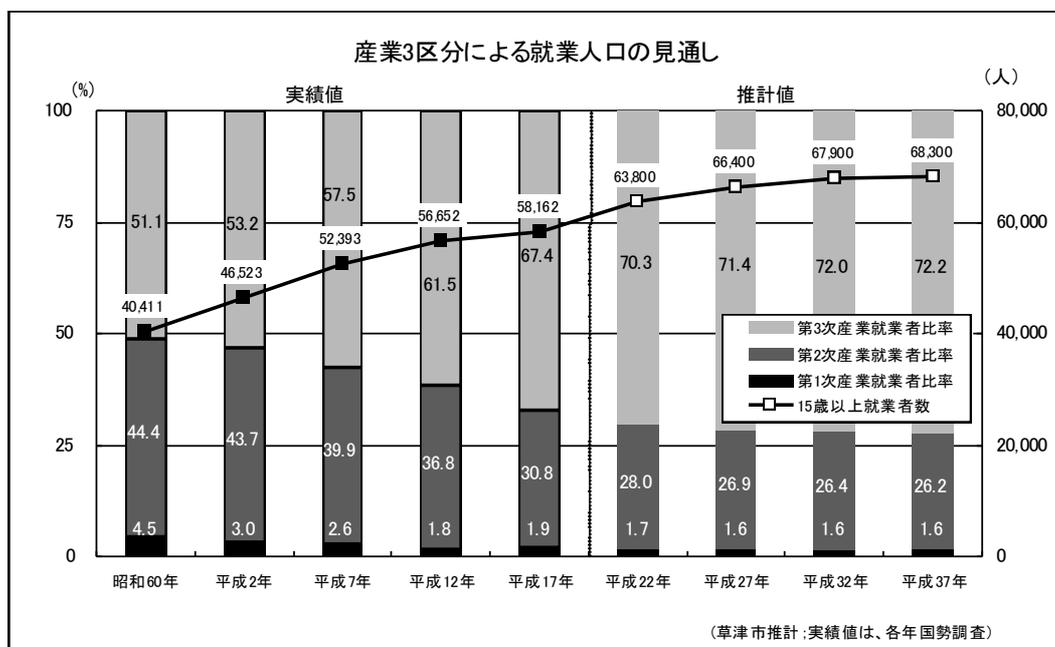
世帯数は、人口増加に伴って増加し、平成 17 年で 49,778 世帯となっています。平成 32 年には 61,700 世帯程度まで増加し、人口がピークを迎えた後も微増を続ける見込みとなっています。人口の伸び以上に世帯数が伸びることで世帯規模の縮小はさらに進み、平成 17 年に 2.43 人であった 1 世帯当たりの人員が、平成 32 年では 2.19 人となることを見込まれます。



年齢3区分による人口構成についてみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は平成22年までは増加し、高齢化の進展によって、それぞれの総人口に占める比率はさらに低下する見込みとなっています。老年人口（65歳以上）の比率は、平成17年で13.9%でしたが、平成32年には23.3%に達することが見込まれます。



就業者数は、人口増加に伴って伸び、平成 32 年に 67,900 人程度になる見込みとなっています。産業 3 区分別に見ると、第 3 次産業へのシフトが進み、平成 32 年の就業者比率は、第 1 次産業が 1.6%、第 2 次産業が 26.4%、第 3 次産業が 72.0%と見込まれます。



■ まちづくりの歩み

第1次総合開発計画では、「調和のとれた10万都市づくり」、第2次総合開発計画では「活力ある調和のとれた市民都市をめざして」として、京阪神大都市圏のベッドタウンとして人口が急増するなかで「調和のとれた」まちづくりを進めて、現在の都市基盤の礎を築いてきました。第3次総合計画では、都市核の形成や広域圏拠点核の位置づけなど、ハード基盤整備を中心として自主性の高い都市構造づくりを行ってきました。第4次総合計画では、こうしたハード面からの都市機能の集積をいっそう充実させるとともに、これらをより活かすため、環境や人権、パートナーシップの仕組みづくりなどソフト面の強化を目指した新しい取り組みを進めてきたところです。

西暦	1954	1970	1981	1990	1991	1998	1999	2010	2011
年	昭和 39 42 44 29	45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55	56 57 58 59 60 61 62 63	平成 2	3 4 5 6 7 8 9 10			11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	
人口	32,152人	5万人突破 7万人突破	8万人突破	9万人突破		10万人突破		11万人突破	
総合計画		第1次草津市総合開発計画 「調和のとれた10万都市づくり」 (1)市民のための市政を高めるために (2)さわやかな明るいまちづくりのために (3)教育と文化を高めるために (4)豊かな近代都市づくりのために	第2次草津市総合開発計画 「活力ある調和のとれた市民都市をめざして」 (1)人間性を尊重するまち (2)自然の美しさと生活環境を大切にすまち (3)歴史と伝統を大切にすまち (4)活力を創造するまち	第3次草津市総合計画（ハイプラン21） びわ湖の感動都市 「活力と魅力あふれる生活文化創造のまち」 (1)人にやさしい生涯健康のまち (2)感性に満ちた草津人のまち (3)人が輝き、安心して暮らせるまち (4)豊かな活力を実感できるまち (5)快適な都市環境を創造するまち		第4次草津市総合計画（くさつ2010ビジョン） 「パートナーシップで築く人と環境にやさしい淡海に輝く 出会いの都市」 (1)未来を育む人間都市づくり (2)安全で快適な環境都市づくり (3)淡海に輝く活力都市づくり			
主な施策	● 草津町・志津村・老上村・山田村・笠縫村・常盤村が合併 ● 市民憲章制定 ● 第一回市美術展開催 ● 第一回宿場まつり開催	● 市立保育所（草津保育所）開設 ● 第一回市民教養大学開講 ● 米国ミシガン州ポンティアック市と姉妹都市提携 ● 「草津市民の環境を守る条例」制定	● 市の花「アオバナ」市の木「キンモクセイ」制定 ● 第一回市民教養大学開講 ● 米国ミシガン州ポンティアック市と姉妹都市提携 ● 「草津市民の環境を守る条例」制定	● 「ゆたかな草津人権と平和を守る都市」宣言 ● デイサービス事業開始 ● 草津市シルバー人材センター設立 ● 香川県観音寺市と姉妹都市提携 ● 第一回くさつ産業フェア開催	● 「交通安全都市宣言」 ● 第一回Oh!湖草津マラソン開催 ● 草津市史第七巻発刊で編さん完了 ● サイクリング道路三路線全面開通 ● 中国上海市除塵区と友好交流始まる	● 立命館大学びわこ・草津キャンパス ● 「交通安全都市宣言」 ● 第一回Oh!湖草津マラソン開催 ● 草津市史第七巻発刊で編さん完了 ● サイクリング道路三路線全面開通 ● 群馬県草津町と友好交流協定締結 ● 5都市と相互応援協定締結 ● 草津市環境基本条例施行	● 新草津川通水式典・市民祭り ● 150,000人認証取得 ● 第9回世界湖沼会議開催（ワークシヨップ、シンポジウム） ● 草津宿場400年祭スタート ● 草津市ポイ捨て防止に関する条例施行 ● 個人情報保護制度スタート	● 市の面積が57.83㎓になる（琵琶湖湖面分19.70㎓増加） ● 地球温暖化防止フェアinびわこ・くさつ開催 ● 草津ホンモノが公立保育所の給食に ● 草津ホンモノが学校給食に ● 熱中症の予防に関する条例施行 ● 市制50周年記念式典開催 ● 熱中症予防情報発令開始 ● 草津あおばな会設立 ● 市民センター・市民交流プラザで諸証明発行開始 ● ホームページ932情報ネット開設 ● 新草津川通水式典・市民祭り ● 150,000人認証取得 ● 第9回世界湖沼会議開催（ワークシヨップ、シンポジウム） ● 草津宿場400年祭スタート ● 草津市ポイ捨て防止に関する条例施行 ● 個人情報保護制度スタート	
主な施設整備	● 国鉄草津駅完成 ● 湖南衛生プラント完成 ● 上水道の一部給水開始	● 国鉄草津・京都間複々線化完成 ● 草津用水完成 ● 学校給食センター完成 ● 勤労青少年ホーム完成	● 農業者トレーニングセンター完成 ● 勤労福祉センター・働く婦人の家完成 ● 志津運動公園完成 ● 社会福祉センター完成 ● 市民体育館完成 ● 清掃工場操業開始 ● プラスチックごみの再生処理工場運転開始	● 市立図書館オープン ● コミュニティ防災センター完成 ● 草津市総合体育館完成	● サンサン通り、駅西側 ● ロクハ公園プール完成 ● 草津アミカホールオープン ● さわやか保健センターオープン ● 新庁舎で業務開始	● 草津コミュニティ支援センター開設 ● JR南草津駅開業 ● 草津アミカホールオープン ● さわやか保健センターオープン ● 新庁舎で業務開始 ● 市立水生植物公園みずの森開館 ● 琵琶湖博物館開館 ● 史跡草津宿本陣一般公開 ● 長寿の郷ロクハ荘開館 ● UNEP国際環境技術センター開設 ● JR南草津駅開業	● 武道館・びわこ（人権センター）オープン ● 市民交流プラザ・南草津図書館オープン ● 南草津駅自転車自動車駐車場オープン ● 「くさつ夢風車」完成、通電開始 ● なごみの郷オープン ● 草津駅地下道開通 ● 草津グリーンスタジアムオープン ● 南笠東公民館開館・草津宿街道交流館オープン	● 伯母川ピオ・パーク完成 ● 渋川小学校開校 ● 大路地区再開発事業（OWER11）オープン ● 小児救急医療センター開設 ● 名神高速道路に「草津田上IC」開通 ● 都市計画道路大江堂仙寺線（旧草津川区間）供 ● 用開始 ● 新名神高速道路開通 ● JR南草津駅西口駅前広場共用開始	

4. 時代の潮流

① 人口構造と社会

少子・高齢化が進み人口減少の時代に至ったことで、社会保障制度をはじめとする日本社会の仕組みの根幹が揺らいでいます。また、家族規模が小さくなり、また、家族や地域のネットワークから孤立する世帯が増えて、とりわけ子育て期や高齢期の生活課題がより深刻なものとなってきています。

こうした人口や世帯の構造的な変化に対応し、今後とも安定的に継続・発展できる社会としていくためには、人口増に応じて社会資本整備を進めた「成長型社会」から、「選択と集中」によって既存の社会資本を効率的に活用する「成熟型社会」へと転換し、地域社会の連帯を強めていくことが急務となっています。

② 地方分権と市民自治

国主導型から住民主導・地域主導型の行政へと地方分権が進み、さらに、国においては、第二期地方分権改革として、道州制などを含めた、さらなる分権が検討されています。各自治体には、こうした背景のなかで、「自主」「自立」を前提とした「自律」への変革が迫られ、地域経営の視点に立った新たな行政システムをつくることが求められています。

さらには、身近な地域の自治を地域住民が自律的に行う時代も視野に入れながら、市民と行政、市民と市民など多様な「協働」を基軸とする市民自治の体制を本格的に準備していくことが重要となっています。

※ **第二期地方分権改革**：地方分権改革は、平成7年の地方分権推進法の制定から、平成18年の三位一体の改革までの一連の改革を第一期改革と捉えることができる。第一期改革を未完の改革とし、さらなる地方分権改革の推進のため、平成18年12月の地方分権改革推進法の制定によって第二期分権改革が始まっており、基礎自治体が「地域づくりの主役」となるような体制の整備に向けた検討などが進められています。

※ **道州制**：現行の都道府県制度を廃止し、複数の都道府県を統合した「広域行政体」＝「道州」によって自律した自治の体制をつくる制度をいう。

③ 地域経済と都市間連携

地域経済の骨格であるもののうち、製造業等は世界経済の変動に大きく左右され、商業等は人口減少に伴って大都市圏以外で顕著に落ち込むことが見込まれています。こうしたなかで、今後の地域経済を持続的に発展させていくためには、地域経済のまとまりを重視して、都市間連携のもとで都市構造を合理的なものに再構築するとともに、少子・高齢化に対応した地域商業等の育成と競争力のある工業等の重点的振興、また、地域の農業の“第6次産業化”を図っていくことなどが求められます。

※ **第6次産業**：農業本来の第1次産業としての価値にとどまらず、第2、3次産業の価値をも取り込んで、より高次の産業価値を表現し、農業の活性化と持続可能な地域づくりを進めようとするもので、1次産業の1と第2次産業の2、第3次産業の3を足し算（または掛け算）すると「6」となることから第6次産業と言われる。

④ 地球環境と暮らし

地球温暖化や熱帯林の減少、酸性雨、オゾン層破壊など、多岐にわたる地球環境問題、資源・エネルギー問題などは、私たちの日常生活、あるいは企業活動、経済活動と深く関わっており、その解決に向けて大量生産・大量消費型社会から省資源・資源循環型社会への転換が進められています。

今後さらに、エネルギー利用などにおける新しい技術の開発・利用と併せて、それぞれの地域で風土などの特性を生かしたまちと暮らしをつくり出し、地球環境と調和した持続可能な社会を形成していくことが求められます。

⑤ 情報技術とコミュニケーション

インターネットや携帯電話などの情報通信技術の発達と普及により、私たちの生活は飛躍的に便利になってきています。一方で、拡大する情報格差の解消や、これら技術を適切に活用できる力を誰もが身につけられる仕組みづくりの重要性も大きくなってきました。

高度情報化は、国や言語などの壁をも超えたコミュニケーションを広く個人のものとしつつあり、互いに認め合う文化がいつそう社会に浸透していくなかで、一人ひとりが「個性」と「表現」を大切にする価値観へと結びついています。こうした動きは地域へと広がって、地域の魅力を生み出し伝えるものとして、生活に根ざしたコミュニティ・メディアの役割と可能性も高まってきています。

⑥ 多文化共生と地域文化

「グローバル戦略」などに基づく国の取り組みによって外国人労働者や留学生が年々増加しており、国内への定住も進んでいます。こうしたなか、生活習慣など文化的背景が異なる在日・滞日外国人の人権と生活を守り、地域社会でともに暮らしていけるよう、社会の仕組みやサービスの提供などについての対策が求められています。

そして、異なる文化を大切にす多文化共生社会として、地域の文化をさらに高めていくことが望まれます。

※ **グローバル戦略**：「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界間のヒト・モノ・カネ、情報の流れを拡大」し、国際社会における日本の成長力・競争力の強化を図るための戦略として、平成 18 年 5 月に経済財政諮問会議により示されたもの。

⑦ 安全・安心と地域社会

近年、世界各地で気候変動などに起因する大きな災害が頻発し、我が国でも台風や地震などの被害が多発しています。さらには、東南海・南海地震や琵琶湖西岸断層帯等を震源とする地震の発生予測などもあり、国内に自然災害への不安が強まっています。

また、新しい感染症の発生とその世界的流行の可能性の拡大、子どもが被害者となる犯罪や食の安全性への不信につながる事件の続発など、私たちの暮らしの安心を脅かすさまざまな現状があります。

地域社会の安全・安心を確かなものとしていくため、市民一人ひとりが危機管理に対する意識と知識を持ち、地域社会における人と人のつながりを強めていくことが重要となっています。

5. 国・県の動向

国・広域圏の動き

国土形成計画法に基づく「国土形成計画（全国計画）」（平成 20 年 7 月閣議決定）では、国土像を「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」として、その実現のための戦略的目標、各分野別施策の基本的方向等を示しています。現在、「国土形成計画（全国計画）」に対応する広域地方計画として「近畿圏広域地方計画」の検討が進められています。

滋賀県等の動き

平成 19 年 12 月に「未来を拓く共生社会へ」を基本理念とする「滋賀県基本構想」を策定し、構想実現に向けて「人の力を活かす」「自然の力を活かす」「地と知の力を活かす」の 3 つの戦略と 14 の重点的な施策、「暮らし」「経済・産業」「環境」「県土」の 4 分野から着実に展開していく施策を打ち出しています。また、草津市を含む大津湖南広域市町村圏協議会では、「大津湖南地域広域市町村圏計画（平成 13～22 年度）」を策定し、圏域の将来像を「人と環境が調和し、未来に羽ばたく『大津湖南』」と描いて取り組みを進めています。

6. 主要な課題

人とまち

① “出会い”による市民文化の高まりを

本市は、これまでのまちづくりによって「人口が集まるまち」としての一定の条件を作り上げてきており、市内には、歴史に培われ地域の暮らしになじんだ文化と新しくもたらされる様々な文化が会う機会が広がっています。

こうした“出会いの広がり”と“互いの認めあい”のなかから、まちに対する愛着や誇りを育む必要があります。その上で、誰もが人とまちを大切にしながら“草津を語る”市民文化のさらなる高まりを生み出し続けるまちとなっていくことが求められます。

②人が学び育つ環境を

子どもと子育てを取り巻く状況が変化するなかで、家庭や学校の教育力を高めながら、地域ぐるみで子どもの育ちを守っていくことが重要となっています。

未来に夢と希望を導く子どもが健やかに育ち、豊かな心と生きる力、確かな学力を身につけていけるよう、世代を超えた様々な人の関わり合いのなかに「人が学び育つ環境」を充実させていくことが求められます。

既に取り組んでいる地域協働合校や各種スポーツ活動を始めとして、家庭、学校、地域や企業・大学等との連携をいっそう進めるなどにより、“未来の担い手”がいっそう輝くまちとなることが望まれます。

③ まちにうるおいと調和を

人口増加にあわせて急速に市街化が進んだ結果、本市では、琵琶湖や農地、山林、旧草津川などの土地利用において、より適切な保全と活用を図っていくことが重要となっています。

まちの整備にあっては、持続可能で環境と調和することを基本として、良好な都市空間やうるおいのある良好な景観の形成などが求められています。

暮らしと活力

④ 子育て・子育ての応援と熟年世代の社会参加を

少子化や就労形態の多様化などを背景として「家族」や「育児」の姿が変化するなか、本市では子育て期にある世帯の転入が進んで、子育て・子育て支援の需要に応えていくことが求められています。

また、“団塊の世代”が高齢期を迎えたことで、医療や介護等に要する社会負担が大きくなることが推測され、健康増進と介護予防、熟年世代からの社会参加の促進等が重要となっています。

これらの課題のほか、障害のある人の地域生活が拡大していることなどにも対応しながら、保健・医療・福祉については、限りある社会資源を有効に活用して適切なサービスの提供に努める必要があります。

⑤ “歩いて暮らせる”まちを

市街地の拡大や郊外での大型商業施設の立地などにより、これまで以上に自動車に依存するライフスタイルが広がっていますが、その反面で、身近な地域での商業は弱まっています。超高齢社会が目前であることも踏まえ、既存の商店街や大規模商業施設などを活かしながら、日常生活においては、人が歩いて行動できる範囲内に基本的に必要な機能が配置されるよう誘導し、市街地中心部には文化・業務などの機能が集積されることが望まれます。

そして、市内各地域と市街地中心部を円滑につなぐ歩道・自転車道や公共交通のネットワークを充実させることが望まれます。

⑥ 充実した都市機能のいっそうの活用を

新名神高速道路の整備などにより、本市は近畿圏、中京圏の両大都市圏を結びつける要衝の地としての交通条件を有しています。JR草津駅・南草津駅周辺にはまちの中心としての都市機能が集まり、東南部丘陵地などには県内有数の高度な研究・開発や新産業育成等の機能が集まっています。

これら都市機能の集積を最大限に生かして、企業立地の誘導を図り、異業種交流などを通じて新しい産業や雇用を生み出し、さらに活力と存在感のあるまちとなっていくことが望まれます。

自治と仕組み

⑦ 地域課題に対応できる地域コミュニティを

人口増加を続ける本市では、人口特性が小地域単位で様々に異なるモザイク状となっています。そのなかで、高齢期を迎えた人が多い地域や子育て期にある人の多い地域があり、日常生活への支援や子育て・子育ての見守りなどが重要となってきています。

これら地域福祉のほか、防犯・防災、環境など地域の課題への対応においては、町内会などの地域コミュニティをはじめとして、ボランティア、NPOなどの市民活動団体が果たす役割が大きいため、それらの活性化とネットワーク化を図っていく必要があります。

⑧ 市民自治の“新しい段階”への準備を

本市は、これまで市民・地域・大学・企業・行政等の「協働」により様々な“担い手”と広く出会いながらまちづくりに取り組んできています。

これまでの「協働」によるまちづくりの成果を基礎として、さらに取り組みの拡充を図り、自治に対する市民意識を高めながら、身近な地域づくりを地域が主体的に行う市民自治の“新しい段階”に向かう準備を進めていく必要があります。

⑨ 地域経営への転換を

地方分権の時代にあって国の「三位一体の改革」が行われ、地方交付税の大幅な減額や国庫補助負担金の削減がなされる一方、社会保障などの義務的経費が増大するなどし、本市財政は硬直化が進んでいます。

本市に今ある資源を有効に活用し、近隣都市とこれまで以上に連携もしながら、限られた財源を有効に用いて、地域社会にとって本当に大切なことを市民とともに考え進める「地域経営」を行う必要があります。

※ **義務的経費**：一般歳出における人件費・扶助費・公債費。反対に「投資的経費」は、その支出の効果が中長期的で、固定的な資本の形成に向けられるもの。

基本構想

基本構想は、

- これからの草津市のまちづくりを、市民と行政と一緒に構想し共有するものであり、市議会の議決を受けて策定するものです。
- 草津市が将来に求める姿である「将来ビジョン」を掲げます。
- 「まちづくりの基本方向」として、構想期間におけるまちづくりの基本的な目標と方向を示します。

この基本構想の期間は、平成 22（2010）年度から平成 32（2020）年度までとします。

1. 将来ビジョン

(1) 将来に描くまちの姿

私たちは、さまざまな出会いに満ちて“住みごたえ”があり、“草津の市民”としての自負とまちへの愛着が感じられる将来の草津市を次のように構想します。

『(キャッチフレーズ)』

こころざし高く

将来の草津市は、まちづくりに対する高いこころざしによって、恵まれた環境と人々の活動が調和し、美しさ、心地よさ、空間のゆとりと生活の豊かさ、ぬくもりが生み出されています。

出合いに輝く

まちは出会いと交流に満ちて、誰もが、互いを尊重し認めあい、学びあい磨きあいながら、“受け継いだもの”や“新たなもの”などの交わりにふれて心を遊ばせ、生き生きと輝いています。

憧れと親しみ

その輝きは、人から地域、産業などへも行き渡ってまち全体の活力となり、草津の気風・文化などに、市内外の誰からも憧れと親しみを集める“新しい魅力”を創り出しています。

協働による市民自治

市民・地域・大学・企業・行政等の「協働」を軸とした市民自治の仕組みが丁寧に組み立てられて、自律する地域経営がはじまっています。

(2) 基本フレーム

① 将来人口

本市人口の見通しは、推計人口が本基本構想の期間である平成 32 年に、最大となって、その後人口減少へと向かうことが推計されます。

成熟型社会への転換を見据えて、将来人口は次のとおりの計画とします。

平成 32 年 : 135,000 人

以下【検討中（参考イメージ）】

② まちの構造

本市の優れた特性、とりわけ「住みよさ」につながるものを生かすため、自然的土地利用と市街地との調和を重視して、まちの構造を守り高めていきます。

本基本構想では、基本的な土地利用により区分する「エリア」、まちの資源の高度な集積を図る「都市拠点」、まちの中心性を高めて市内外を結ぶ「道路軸」、自然的・歴史的空間を都市づくりに積極的に生かす「うるおいネットワーク」によって、将来のまちの構造を示します。

■ 将来のまちの構造

土地利用

「商業・交流系」「住居系」「工業系」「交流研究系」「田園」「樹林地」「湖岸共生」の各エリアにおいて、調和と秩序を重視した適切な土地利用が行われています。

都市拠点

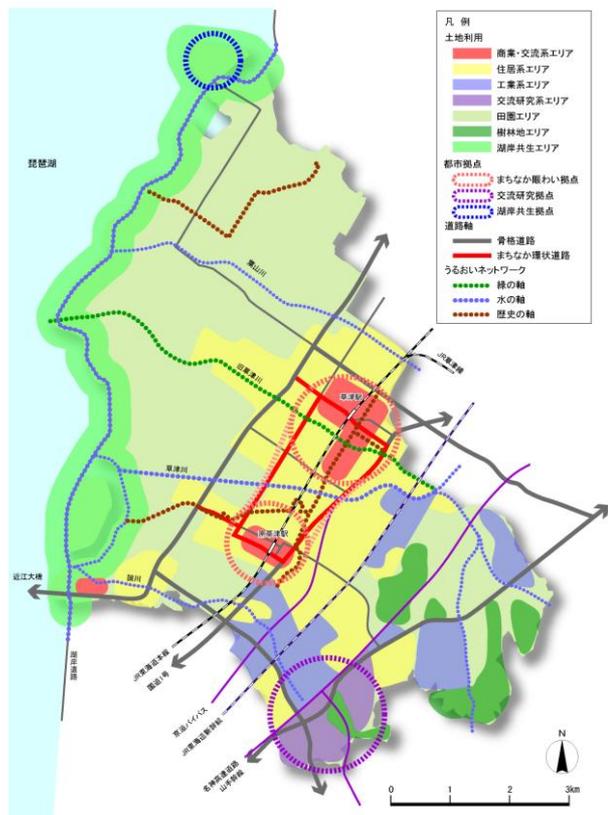
「まちなか賑わい拠点」「交流研究拠点」「湖岸共生拠点」のそれぞれに都市資源が高度に集積し、また、これら相互のネットワークによって市全体の「都市力」が高まっています。

道路軸

本市の基本的なまちの構造を規定し市内外を結ぶ「骨格道路」と、まちの中心性を高める「まちなか環状道路」が、高度集積を進めるまちの資源の効果的な活用に結びつきます。

うるおいネットワーク

本市の優れた水・緑・歴史の特性が生かされて、「緑の軸」「水の軸」「歴史の軸」からなる「うるおいネットワーク」があり、アメニティが高く、歩いたり自転車で走ったりすることが気持ちのよいまちとなっています。



2. まちづくりの基本方向

(1) 「人」が輝くまちへ

(対応する施策領域)

人権尊重と人権教育の推進
学校教育の充実
生涯学習社会づくりの推進
文化・スポーツの振興
地域コミュニティの醸成 等

(2) 「安心」が守られるまちへ

(対応する施策領域)

市民の健康の維持増進と医療の充実
子育て・子育て支援の充実
高齢者福祉の充実
障害者福祉の充実
地域福祉の推進
セーフティネットの強化
防犯・防災体制の強化 等

(3) 「心地よさ」が得られるまちへ

(対応する施策領域)

自然環境の保全と調和的な利用
良好な景観の形成と誘導
省資源・リサイクルと廃棄物対策の強化
総合交通体系の充実
住宅・住生活の向上
市街地の整備
公園・緑地等の充実
河川管理と治水対策
上下水道の整備、維持保全 等

(4) 「活力」がみなぎるまちへ

(対応する施策領域)

農業・水産業の振興
工業の振興
商業・サービス業の振興
観光振興
雇用と勤労者福祉
消費生活の向上
交流と情報発信 等

(施策の大綱として、基本計画の構成と整理する)

この計画について

この計画は、草津市のまちづくりの基本となる計画です。

【総合計画の構成と役割】

総合計画は、「草津市の現状と課題」「基本構想」「基本計画」で構成します。

草津市の現状と課題

- ・ 位置と地勢
- ・ 地域の特性
- ・ 時代の潮流
- ・ 国・県の動向
- ・ 主要な課題

- 草津市が置かれている現状を整理して示します。
- 現状や時代の潮流などを踏まえて、草津市のまちづくりの主要な課題を示すことで、主に基本構想を策定する基礎とします。

基本構想

- ・ 将来ビジョン
- ・ まちづくりの基本方向
- ・ 構想期間
- ・ 総合計画の推進の考え方

■構想期間：

平成 22 (2010) 年度から
平成 32 (2020) 年度まで

- これからの草津市のまちづくりを、市民と行政がともに構想し共有するものです。
- 草津市が将来に求める姿である「将来ビジョン」、構想期間における「まちづくりの基本方向」を掲げます。
- 草津市議会における議決を受けて策定するものです。

基本計画

- ・ 主要プロジェクト
- ・ 施策
- ・ 計画の推進

■計画期間：

平成 22 (2010) 年度から
平成 24 (2012) 年度まで

- 主には、計画期間における行政運営の基本的な指針となる計画です。
- 「まちづくりの基本方向」を踏まえて、「主要プロジェクト」と体系的な「施策」を示します。
- 「目標」となる成果指標を示すなど、達成評価を可能とし、適切な進捗管理を行います。

「まちづくりの理念」の記載について

- ・ 基本構想について検討が進む中で、「まちづくりの理念」の項目の扱いについて以下の論点が提起されている。
- ・ また他方、本市では自治基本条例の制定に向けた取り組みを進めており、総合計画の基本構想との整合を図る必要がある。

■ 「まちづくりの理念」の記載を提案した趣旨

- ・ 第4次総計が「協働」「パートナーシップ」を「推進」姿勢として重視しているが、次期総計では、その内容を引き継ぐとともに、これからのまちづくりで変わらず必要な「前提」となるものとして位置づける（止揚する）のがよいと考えた。

■ 「まちづくりの理念」の割愛について

- ・ 「まちづくりの理念」が基本構想に記載されることについて、論理的には理解できるが、内容審議や市民にとってのわかりやすさの点において以下のような課題がある、などと指摘されている。

- 「まちづくりの理念」自体が高度に抽象的であることから、その内容を整理するためには、十分な議論が必要であり、時間を要する。
- 市民憲章を含めて、これら理念的なものの論理的な位置づけや関係が整理できたとしても、そこに含まれる趣旨や内容が「将来ビジョン」等と重なる可能性が高い。

まちの理念
(将来ビジョン)

まちづくりの理念
(行動原則)

市民憲章
(市民像)

論理的には確かに異なるが、理解／書き分けが困難（「理念」＝「あるべき姿」）

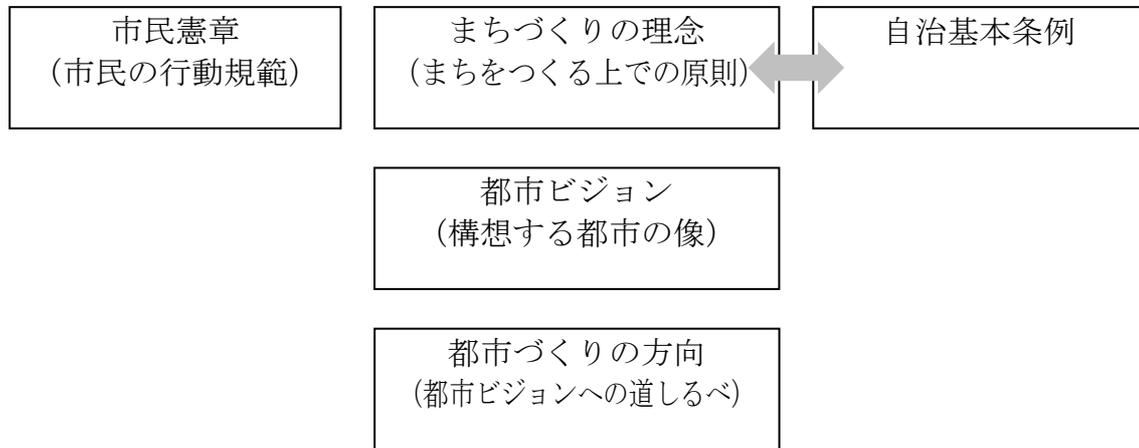
- 「まちづくりの理念」「将来ビジョン」「まちづくりの基本方向」と3層の構造になってわかりにくい。
- 「まちづくりの基本方向」は、“方向”を示すものであることから、その性格上、当然、ある断面からの「将来ビジョン」を示していることになる（ただし「基本方針」等とすることで論理的には解消できる）

■ 「まちづくりの理念」を割愛する対応について

- ・ 「まちづくりの基本方向」の次項として「総合計画の推進の考え方」など、「協働」に係る内容についての表現を加える。

以下参考（第4回草津市総合計画審議会資料抜粋）

2. まちづくりの理念について



(1) まちづくりの理念

まちづくりの理念について、次の位置づけを想定する。

(まちづくりの理念)

- ・ 草津市のまちづくり（まちをつくるという行動）の最も基本となる姿勢、原則を定める。

■事務局（例示）

- まちづくりの基本は人です。
市民主権の立場から自律したまちづくりを進めます。（「人」が大切）
- あらゆる人権を尊重したまちづくりを行います。（「心」が大切）
- 自然や資源を守り生かしたまちづくりを行います。（「まち」が大切）

■まちづくりの理念として取り上げる項目の例

- 「人間性を大切にする」「人を育てる」「人権と平和を守る」など
・「人」や「人権と平和」を尊重する趣旨を表現する。
- 「環境と共生する」「地域資源を守り生かす」「循環型社会を基本とする」など
・草津市のもつかけがえのない環境や地域資源を守り生かす趣旨を表現する。
- 「市民が主体的に取り組む」「市民主権の自治で行う」「協働による地域経営」など
・まちづくりのすべての分野で市民と行政の協働の仕組みを確立し、力強い地域経営を推進するという趣旨を表現する。

草津市の現状と課題（概要）

1. 位置と地勢

- ・ 滋賀県の南東部に位置し、総面積は 67.92 km²です。

2. 地域の特性

(1) 美しく、変化に富む自然

- ・ 烏丸半島周辺のハスの群生地、湖辺のヨシ原等の豊かな自然環境があります。

(2) 行き交い出会う、街道文化

- ・ 東山道、東海道など街道沿いに発展した歴史があります。

(3) 躍動を続ける草津

● “若い力” に活気づく

- ・ 生活の利便性が高い住宅都市として、ファミリー世帯の転入、大学のあるまちとして学生の転入が継続し、活気づいています。

● 近畿圏・中京圏を結びつける

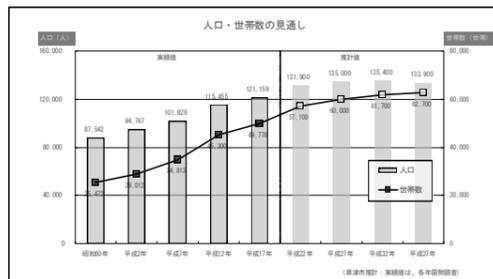
- ・ 従来の交通の要衝としての役割に、新名神高速道路の整備により、近畿圏だけでなく、中京圏との関係が深まっています。

● 多様な都市機能が集まる

- ・ 駅周辺の住宅、大型商業施設の開発、中心市街地における新しい活力の誕生や湖岸域における環境分野の有力施設、東南部丘陵地における BKC など多様な都市機能が集まっています。

3. 人口の見通し

- ・ 平成 17 年は 121,159 人（国勢調査）。人口増加は平成 32 年まで続き、135,400 人程度に達し、その後は減少に転じることが見込まれます。



■ 草津市のまちづくりの歩み

- ・ 第 1 次総合開発計画から第 4 次草津市総合計画までの主な施策、施設整備について年表で整理しています。

4. 時代の潮流

① 人口構造と社会

- ・ 少子・高齢化や人口減少等による人口や世帯の構造的な変化に対応し、今後とも安定的に存続・発展できる「成熟型社会」への転換と地域社会の連帯強化が急務となっています。

② 地方分権と市民自治

- ・ 地方分権が進むなかで、「自主」「自立」を前提とした「自律」が求められ、地域経営の視座にたった行政システム、「協働」を基軸とする市民自治の体制の準備が重要となっています。

③ 地域経済と都市間連携

- ・ 今後の地域経済の持続的な発展には、都市間連携のもとで都市構造を合理的なものに再構築するとともに、少子・高齢化に対応した地域商業等の育成と競争力のある工業等の重点的振興、地域の農業の“第 6 次産業化”を図っていくことなどが求められます。

④ 地球環境と暮らし

- ・ 地球環境問題は、日常生活、経済活動と関わりが深く、解決に向け、新しい技術の開発・利用と併せて、それぞれの地域特性を生かしたまちと暮らしをつくり出し、地球環境と調和した持続可能な社会を形成していくことが求められます。

⑤ 情報技術とコミュニケーション

- ・ 情報通信技術の発達と普及により、生活利便性が高まる一方で、情報格差の解消や、これら技術を適切に活用できる力を誰もが身につけられる仕組みづくりの重要性も大きくなっています。さらに、高度情報化は、グローバルなコミュニケーションを広く個人のものとしつつ、こうした動きは地域へと広がり、地域の魅力を生み出し伝えるものとして、生活に根ざしたコミュニティ・メディアの役割との可能性も高まってきました。

⑥ 多文化共生と地域文化

- ・ 外国人労働者や留学生が年々増加し、国内への定住も進んでいます。こうしたなか、誰もが地域社会とともに暮らしていけるよう、社会システムの見直しが求められています。そして、異なる文化を大切にする多文化共生社会として、地域の文化をさらに高めていくことが望まれます。

⑦ 安全・安心と地域社会

- ・ 各地での自然災害の頻発により、不安が強まっています。また、食の安全性の問題、子どもが被害者となる犯罪など日常生活の安心を脅かす現状があります。こうした中で、地域社会の安全・安心を確かなものとしていくため、市民一人ひとりが危機管理に対する意識と知識を持ち、地域社会における人と人のつながりを取り結び直して強めていくことが重要となっています。

5. 国・県の動向

国：「国土形成計画」（平成 20 年 7 月）

県：「滋賀県基本構想」（平成 19 年 12 月）

6. 主要な課題

① “出合い”による市民文化の高まりを

- ・ 市内には、歴史に培われ地域の暮らしになじんだ文化と新しくもたらされる様々な文化が出会う機会が広がっています。こうした“出合いの広がり”と“互いの認めあい”のなかから、まちに対する愛着や誇りを育む必要があります。その上で、誰もが人とまちを大切にしながら“草津を語れる”市民文化のさらなる高まりを生み出し続けるまちとなっていくことが求められます。

②人が学び育つ環境を

- ・ 未来に夢と希望を導く子どもが健やかに育ち、豊かな心と生きる力、確かな学力を身につけていけるよう、世代を超えた様々な人の関わり合いのなかに「人が学び育つ環境」を充実させていくこと併せて、これまでの取り組みを生かし、“未来の担い手”がいつそう輝くまちとなることが望まれます。

③まちにうるおいと調和を

- ・ 琵琶湖や農地、山林、旧草津川などの土地利用においてより適切な保全と活用を図っていくと同時に、都市施設などの整備にあつては、持続可能で環境と調和することを基本として、良好な都市空間や景観、まちのうるおいをつくり、地域社会の秩序を守り高めていく必要があります。

④子育て・子育ての応援と、熟年世代の社会参加を

- ・ 子育て期にある世帯の転入が進んで、子育て・子育て支援の需要に応じていくことや“団塊の世代”が高齢期を迎えたことで、健康増進と介護予防、熟年世代からの社会参加の促進等が重要となっています。これらの課題のほか、障害のある人の地域生活が拡大していることなどにも対応しながら、保健・医療・福祉については、限りある社会資源を有効に活用し、適切なサービスの提供に努める必要があります。

⑤“歩いて暮らせる”まちを

- ・ 超高齢社会が目前であることも踏まえ、既存の商店街や大規模商業施設を活かしながら、日常生活においては、人が歩いて行動できる範囲内に基本的に必要な機能が配置されるよう誘導し、市街地中心部には文化・業務などの機能が集積され、これらを円滑につなぐ歩道・自転車道や公共交通のネットワークを充実させる必要があります。

⑥充実した都市機能のいっそうの活用を

- ・ 本市が有する交通条件、駅周辺の都市機能の集中、東南部丘陵地などに立地する研究・開発や新産業育成等の都市機能の集積を最大限に生かして、企業立地の誘導を図り、異業種交流などを通じて市内に新しい産業や雇用を生み出し、さらに存在感のあるまちとなっていくことが望まれます。

⑦地域課題に対応できる地域コミュニティを

- ・ 福祉、防犯・防災、環境など地域の課題への対応においては、町内会などの地域コミュニティが果たす役割が大きいことから、地域コミュニティの結びつきを強めながら、ボランティアやNPOなど地域の課題解決を支援できる市民活動団体等との「協働」の動きをつくっていく必要があります。

⑧市民自治の“新しい段階”への準備を

- ・ これまでの「協働」によるまちづくりの成果を基礎として、さらに取り組みの拡充を図り、自治に対する市民意識を高めながら、市民自治の“新しい段階”に向かう準備を進めていく必要があります。

⑨地域経営への転換を

- ・ 財政状況の硬直化が進む一方で、市民のニーズはますます多様化し拡大しています。そのため、本市に今ある資源を有効に活用し、近隣都市とこれまで以上に連携もしながら、限られた財源を有効に用いて、地域社会にとって本当に大切なことを市民とともに考え進める「地域経営」を行う必要があります。

人とまち

暮らしと活力

自治と仕組み

基本構想

1. 将来ビジョン

(1) 将来に描くまちの姿

私たちは、さまざまな出会いに満ちて“住みごたえ”があり、“草津の市民”としての自負と草津市への愛着が感じられる将来の草津市を次のように構想します。

(キャッチフレーズ)

『 』

こころざし高く

将来の草津市は、まちづくりに対する高いこころざしによって、恵まれた環境と人々の活動が調和し、美しさ、心地よさ、空間のゆとりと生活の豊かさ、ぬくもりが生み出されています。

出会いに輝く

まちは出会いと交流に満ちて、誰もが、互いを尊重し認めあい、学びあい磨きあいながら、“受け継いだもの”や“新たなもの”などの交界りにふれて心を遊ばせ、生き生きと輝いています。

憧れと親しみ

その輝きは、人から地域、産業などへと行き渡ってまち全体の活力となり、草津の気風・文化などに、市内外の誰からも憧れと親しみを集める“新しい魅力”を創り出しています。

協働による市民自治

市民・地域・大学・企業・行政等の「協働」を軸とした市民自治の仕組みが丁寧に組み立てられて、自律する地域経営がはじまっています。

(2) 基本フレーム

① 将来人口

本市人口の見通しは、推計人口が本基本構想の期間である平成32年に、最大となって、その後人口減少へと向かうことが推計されます。成熟型社会への転換を見据えて、将来人口は次のとおりの計画とします。

平成32年：135,000人

以下(参考イメージ)

② まちの構造

本市の優れた特性、とりわけ「住みよさ」につながるものを生かすため、自然的土地利用と市街地との調和を重視して、まちの構造を守り高めていきます。

本基本構想では、基本的な土地利用により区分する「エリア」、まちの資源の高度な集積を図る「都市拠点」、まちの中心性を高めて市内外を結ぶ「道路軸」、自然的・歴史的空間を都市づくりに積極的に生かす「うらおいネットワーク」によって、将来のまちの構造を示します。



2. まちづくりの基本方向(今後の検討内容)

(1) 「人」が輝くまちへ

(対応する施策領域)

人権尊重と人権教育の推進/学校教育の充実/生涯学習社会づくりの推進/文化・スポーツの振興/地域コミュニティの醸成 等

(2) 「安心」が守られるまちへ

(対応する施策領域)

市民の健康の維持増進と医療の充実/子育て・子育て支援の充実/高齢者福祉の充実/障害者福祉の充実/地域福祉の推進/セーフティネットの強化/防犯・防災体制の強化 等

(3) 「心地よさ」が得られるまちへ

(対応する施策領域)

自然環境の保全と調和的な利用/良好な景観の形成と誘導/省資源・リサイクルと廃棄物対策の強化/総合交通体系の充実/住生活の向上/市街地の整備/公園・緑地等の充実/河川管理と治水対策/上下水道の整備、維持保全 等

(4) 「活力」がみなぎるまちへ

(対応する施策領域)

農業・水産業の振興/工業の振興/商業・サービス業の振興/観光振興/雇用と勤労者福祉/消費生活の向上/交流と情報発信 等

3. 総合計画の推進の考え方

6. 主要な課題

人とまち

- ① “出会い”による市民文化の高まりを
- ② 人が学び育つ環境を
- ③ まちにうらおいと調和を

暮らしと活力

- ④ 子育て・子育ての応援と、熟年世代の社会参加を
- ⑤ “歩いて暮らせる”まちを
- ⑥ 充実した都市機能のいっそうの活用を

自治と仕組み

- ⑦ 地域課題に対応できる地域コミュニティを
- ⑧ 市民自治の“新しい段階”への準備を
- ⑨ 市民とともに担う地域経営への転換を

【国・滋賀県・草津市の将来人口】

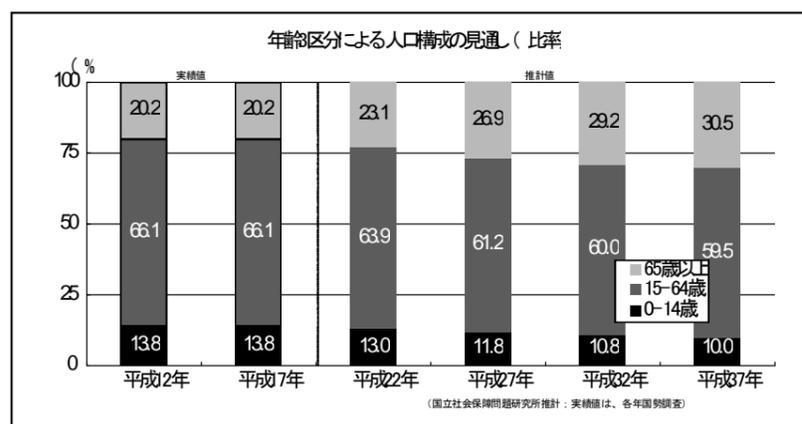
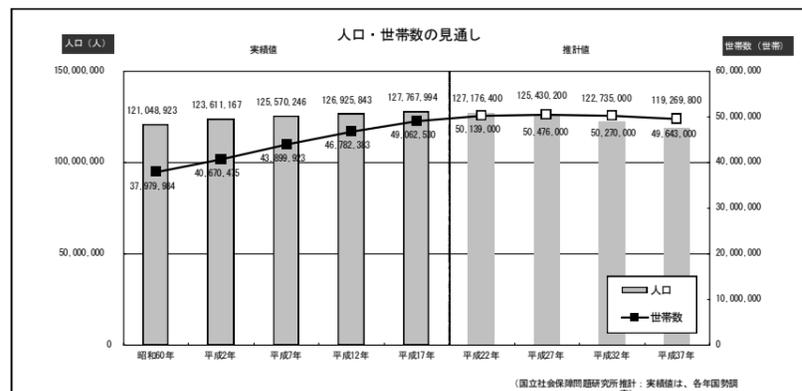
本市人口の見通しは、推計人口が本基本構想の期間である平成 32 年に、最大となって、その後人口減少へと向かうことが推計されます。成熟型社会への転換を見据えて、将来人口は次のとおりの計画とします。 **平成 32 年：135,000 人**

この人口フレームの設定については、本人口推計を自然動態と社会動態を基本に学生の動向、開発見込みを踏まえて行っており、特別の人口増減は加味していない。

全国では平成18年に人口減少を迎えたが、滋賀県および本市では平成32年に人口減少を迎える予測となっている。日本全体で人口減少に向かう趨勢が避けられない中で、本市の人口フレームは、推計によって見込まれる人口のピークを勘案して設定し、そこに向かう間にも、成熟型社会に備えていく必要がある。

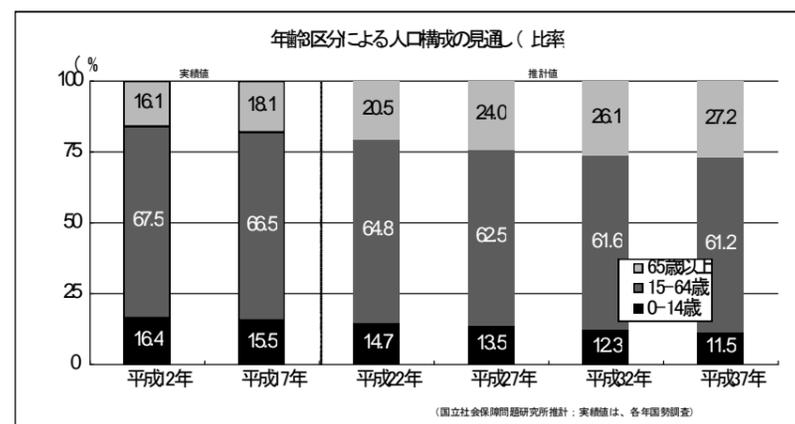
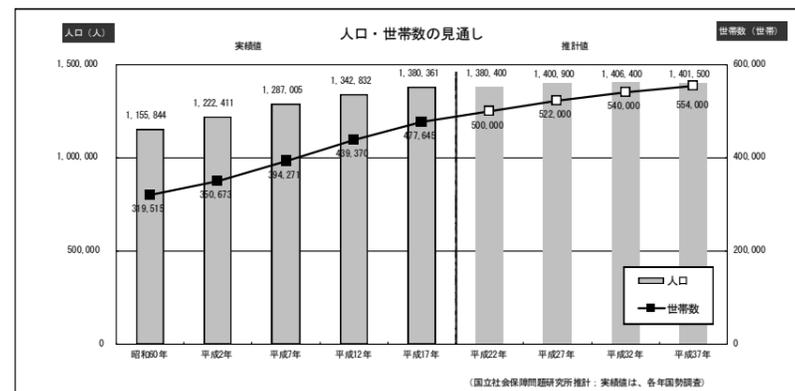
【国】

- 国立社会保障問題研究所の出生中位推計の結果に基づけば（平成 18 年 12 月推計）総人口は、長期の人口減少過程に入り、平成 37（2025）年には、1 億 1,926 万人になると推計されている。その一方で、世帯数は増加し、平成 27（2015）年にピークを迎え、5,047 万世帯となり、その後減少に転じる。
- 年少人口（0～14 歳）は、平成 21（2009）年に 1,600 万人台へと減少し、その後も減少が続く、平成 37 年には 1,195 万人になりその後も減少が続くと推計されている。
- 生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 24（2012）年には 8,000 万人を割り、その後も減少は続き平成 37（2025）年には 7,096 万人になると推計されている。
- 老年人口（65 歳以上）は平成 17（2005）年現在の 2,576 万人から、団塊世代が参入を始める平成 24（2012）年に 3,000 万人を上回り、平成 32（2020）年には 3,590 万人へと増加し、その比率は 30.5%となる。その後も緩やかに増加し、平成 54（2042）年に 3,863 万人でピークを迎え、その後は一貫した減少に転じる。



【滋賀県】

- 国立社会保障問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口（平成 19 年 5 月推計）」に基づけば、滋賀県の総人口は、平成 32 年（2020 年）まで増加を続け、140.1 万人になると推計されている。
- 年少人口（0～14 歳）は、平成 12 年（2000）年以降減少し、平成 37 年には 16 万人になると推計されている。
- 生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 17（2005）年 91 万人をピークに減少し、平成 37（2025）年には 84 万人になると推計されている。
- 老年人口（65 歳以上）は平成 17（2005）年現在の 24 万人から、その後しばらくは緩やかな増加期となり、平成 37 年（2025）年には 37 万人、その比率は 27.2%になると推計されている。



【草津市】

- 平成 17 年では 121,159 人（国勢調査）となっている。今後の推計として、人口が増加し、平成 32 年には 135,400 人程度に達する見通しであり、その後は減少に転じることが見込まれる。
- 世帯数は、人口増加に伴って増加し、平成 17 年で 49,778 世帯となっている。平成 32 年には 61,700 世帯程度まで増加し、人口がピークを迎えた後も微増を続ける見込みとなっている。人口の伸び以上に世帯数が伸びることで世帯規模の縮小はさらに進む
- 年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は平成 22 年までは増加し、高齢化の進展によって、それぞれの総人口に占める比率はさらに低下する見込みとなっている。
- 老年人口（65 歳以上）の比率は、平成 17 年で 13.9%であったが、平成 32 年には 23.3%に達することが見込まれている。

